

目	次	ページ
規 則		
20 東日本大震災に対処するための新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例の一部を改正する規則	1	
告 示		
17 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	1	

規 則

東日本大震災に対処するための新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 20 号

東日本大震災に対処するための新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例（平成 23 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 23 年 12 月 31 日」を「平成 24 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 17 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、平成 23 年 12 月 10 日から実施した。

平成 23 年 12 月 28 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表妙高市事

務所の項中

「	えちご上越農業協同組合	新井支店	」
」	」	斐太支店	
」	」	泉支店	

を

「	えちご上越農業協同組合	新井支店	」
」	」	泉支店	

に改める。